

逗子市重度障がい者医療費助成要綱の改正に係る  
市民意見募集（パブリックコメント）について

募集の趣旨

逗子市重度障がい者医療費助成要綱の改正（平成 27 年 10 月以降、65 歳以上で新規に重度障がいの手帳を取得された方を医療費助成の対象外とする）にあたり、市民の皆さまからのご意見を募集するものです。

閲覧場所

・市の各施設

障がい福祉課、情報公開課、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、保健センター、高齢者センター、福社会館、体験学習施設、青少年会館、小坪公民館、沼間公民館、図書館

・障がい関係事業所

相談事業所カモミール、支援センター凧、もやい、えいむ、mai! えるしい、ワークショップリプル、

・市のホームページでも閲覧できます。

意見募集の期間

平成 26 年 10 月 6 日（月）～平成 26 年 11 月 5 日（水）

提出の方法

任意の書式に「逗子市重度障がい者医療費助成要綱改正に対する意見」と明記し、ご住所・お名前・ご意見を記載のうえ、直接、障がい福祉課へ持参、郵送（募集期間内必着）、ファクス、E メール（添付ファイル不可）のいずれかの方法で提出してください。ご意見について個別の回答はいたしません。

意見提出先及び問い合わせ

逗子市福祉部障がい福祉課（〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16）

直接持参：逗子市役所 1 階障がい福祉課窓口（受付時間 8：30～17：15）

郵便：〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

ファクス：046-873-4520

E メール：[syohuku@city.zushi.kanagawa.jp](mailto:syohuku@city.zushi.kanagawa.jp)

（添付ファイル不可。Eメールの件名は「重度医療パブリックコメント意見」

としてください。)

#### 結果の公表方法

いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、後日ホームページ等で公表いたします。なお、公表の際には、ご意見の内容以外（ご住所・お名前・団体名など）は公表いたしません。

# 逗子市重度障がい者医療費助成制度の改正について

## 1 制度の概要

### (1) 目的 「逗子市重度障がい者医療費助成要綱の一部改正について」

重度障がい者医療費助成制度は、重度障がい者の健康保持及び増進を図るため、医療費の自己負担分を障がい者本人に代わり本市が負担し、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

### (2) 経緯

①重度障がい者医療費助成制度は、神奈川県が主導して創設されたもので、本市では昭和 49 年度に重度障害者医療費助成要綱を制定し、費用については県から 10 割の補助を受けて事業を開始しました。しかし、補助率が段階的に引き下げられ、現在県からの補助は 1/2 で、本市の負担は 1/2 となっています。

②神奈川県は本制度を安定的にかつ、平成 20 年 10 月に障がい者本人の医療機関窓口における一部負担金(通院 1 回 200 円、入院 1 日 100 円)の導入と、65 歳以上で新たに重度障がいの認定を受けた方の制度適用除外を実施するとともに、平成 21 年 10 月から所得制限を導入しました。このような県の制度の見直しにより本市に対する補助金が削減されましたが、本市においては県の補助対象にならない部分について、市が単独で助成を行っています。

③以上の経緯により、制度導入時には本市の負担がなかったにもかかわらず、平成 25 年度の決算では、支出額約 1 億 6,686 万円に対し、県の補助金が約 4,858 万円 で本市の負担が 7 割以上の約 1 億 1,828 万円となっています。

さらに、近年本市の人口の減少が続いていますが、高齢化の進行等により重度障がいの手帳取得者は増加しており、今後も増加すると推測され、それに伴い、支出額も増加すると見込まれます。

## 2 改正内容

平成 27 年 10 月以降に 65 歳以上で新たに障がい者に認定された方は、助成の対象外とする年齢制限を設けます。ただし、65 歳に達する日前から、障がい者に認定されている方は、助成の対象となります。

なお、平成 27 年 10 月より前に本制度の対象となっている方は、今後も引き続き制度が適用されます。

現行	改正後
<p>対象者</p> <p>①身体障害者手帳1・2級所持者</p> <p>②知能指数35以下の方</p> <p>③身体障害者手帳3級を所持し、かつ、知能指数が50以下の方</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p>	<p>対象者</p> <p>①身体障害者手帳1・2級所持者</p> <p>②知能指数35以下の方</p> <p>③身体障害者手帳3級を所持し、かつ、知能指数が50以下の方</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p><u>①または④のうち、平成27年10月以降に65歳に達した日以後に初めて身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る申請を行った方は除く。</u></p>

### 3 改正理由

重度障がい者医療費助成制度の安定的な運営を今後も継続していくために改正を行います。

併せて、県の主導で創設された制度であることから、可能な範囲で県の補助金助成制度の対象者との整合性を図ります。

また、加齢に伴う医療という視点で障がいのない高齢者との公平性を図ります。

なお、現在の受給者に影響が生じることのないように配慮します。

### 4 施行期日

平成27年10月1日

○逗子市重度障がい者医療費助成要綱

平成7年4月1日

逗子市要綱

逗子市重度障害者医療費助成要綱（昭和49年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において重度障がい者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級に該当するもの
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
- （3） 手帳の交付を受けた者であって、省令別表第5号の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの
- （4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級が1級に該当するもの

（助成の対象者）

第3条 この要綱により医療費の助成を受けることができる重度障がい者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による本市の被保険者又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号に掲げる保険各法に定める被保険者、組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。第5条において同じ。）又は被扶養者とする。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、医療費の助成は行わない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療扶助を受けることができる者
- (2) その他法令の規定により医療に関する給付を受けることができる者（当該医療に関する給付が全額公費負担である場合に限る。）

（助成の範囲）

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について保険医療機関又は保険薬局において医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われたときは、当該医療に要する費用（第 2 条第 4 号のみに該当する者の入院に係るものを除く。）のうち、対象者が負担すべき額から、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除いた額を重度障がい者医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、医療保険各法に付加給付の定めがあるとき又は当該疾病若しくは負傷について法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、医療費から当該付加給付の額又は当該給付の額を差し引くものとする。

（福祉医療証の交付）

第 5 条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、重度障がい者医療費福祉医療証（以下「福祉医療証」という。）交付申請書（第 1 号様式）により、被保険者証を添えて市長に申請するものとする。ただし、市長が認めたときは、被保険者証の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、対象者に対し福祉医療証（第 2 号様式）を交付するものとする。

（福祉医療証の再交付）

第 6 条 前条第 2 項の規定により福祉医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、福祉医療証を亡失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、速やかに重度障がい者医療費福祉医療証再交付申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、福祉医療証を破損し、又は汚損したときは、当該福祉医療証を添付しなければならない。

2 受給者は、福祉医療証の再交付を受けた後、亡失した福祉医療証を発見したときは、

速やかに当該福祉医療証を市長に返還しなければならない。

(受給資格変更等の届出)

第7条 受給者は、第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに重度障がい者医療費受給資格変更届(第4号様式)を市長に提出するとともに、福祉医療証を返還しなければならない。

2 受給者は、被保険者証の記載事項に変更があったときは、速やかに重度障がい者医療費受給資格変更届に福祉医療証又は被保険者証を添えて、速やかに市長に届けなければならない。

(福祉医療証の提示)

第8条 受給者は、保険医療機関又は保険薬局において医療に関する給付を受けようとするときは、当該保険医療機関又は保険薬局に福祉医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、保険医療機関又は保険薬局に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が特別の理由により保険医療機関又は保険薬局に医療費を支払ったときは、当該受給者に対し助成すべき額を支払うことにより行う。

(医療費の申請)

第10条 受給者が保険医療機関又は保険薬局に医療費を支払った場合において、前条第2項の規定に基づき当該医療費の助成を受けようとするときは、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内に重度障がい者医療費支給申請書(第5号様式)に保険医療機関又は保険薬局が発行する領収書を添えて、市長に申請しなければならない。

(医療費の支給決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて助成額を決定し、当該対象者に助成金を支給するものとする。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の助成を行わず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この要綱により助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療費の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、そ

の者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

- 2 市長は、医療費の助成を受けた者に医療保険各法から高額療養費の支払があったとき又は付加給付の支払があったときは、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内については、その者から当該支払額に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、医療費の助成について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の改正規定は、平成7年3月31日以前から引き続き措置されている入所者には適用されない。ただし、平成7年4月1日以降に住所地が移った者は、この限りでない。
- 3 この要綱施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取りつくり使用することができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い



使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行し、同年 10 月分以降の医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。